

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 職員の交通事故等の懲戒等に関する要綱

## (通則)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に違反した職員及び法第72条第1項に規定する交通事故を発生させた職員に対して懲戒処分等（以下「処分」という。）に関して社会福祉法人五城目町社会福祉協議会懲戒審査委員会において、この要綱により処分の審査を行うものとする。

## (処分の基準)

第2条 処分を行う場合の基準は、原則として別表のとおりとする。

## (処分加重、軽減等)

第3条 処分を行うに当たっては、事故発生の具体的状況及び次に掲げる事項を勘案して、その処分等を加重又は軽減することができる。

- (1) 本会に与えた損害の程度
- (2) 公安委員会の行政処分の有無
- (3) 刑事事件の有無
- (4) 事故及び違反の回数
- (5) 平常の勤務状況
- (6) 相手方の過失の程度
- (7) 本来の職務が運転業務であるか否かの別

## (監督者等の責任)

第4条 処分を受けた職員の監督者及び関係職員については、その責任に応じて処分の対象とする。

2 酒気帯び、酒酔い運転により処分を受けた職員に飲酒を教唆した職員は、酒気帯び、酒酔い運転の処分基準に応じて処分を行うものとする。

## (特例)

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準によりがたいものについては、その都度決定する。

## 附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

別表（第2条関係）

事故程度等 違反の種類	人 身 傷 害			物 損		自損のみ	無損傷
	相手方を死に 至らしめたとき	相手方に重 傷害を与え たとき	相手方に傷 害与えたとき	相手方の財 産に著しい 損害を与え たとき	相手方の財 産に損害を 与えたとき		
酒酔い運転	免 職	免 職	免 職	免 職	免 職	免 職	免 職
ひき逃げ・あ て逃げ	免 職	免 職	免 職	免 職	停 職		
酒気帯び運転	免 職	免 職	免 職 又は 停 職	免 職	免 職 又は 停 職	免 職 又は 停 職 又は 減 給	免 職 又は 停 職 又は 減 給
無免許運転	免 職	免 職	免 職 又は 停 職	免 職	停 職 又は 減 給	減 給 又は 戒 告	減 給 又は 戒 告
その他の違反 ①	免 職	停 職 又は 減 給	停 職 又は 減 給	減 給	戒 告	戒 告 又は 訓 告	
その他の違反 ②	停 職 又は 減 給 又は 戒 告	減 給 又は 戒 告 又は 訓 告		減 給 又は 戒 告 又は 訓 告			

摘要

停職・減給等の範囲

1. 停 職 1日以上6月以下
2. 減 給 1日以上6月以下の期間・給料月額の10分の1以下

備考

1. 「相手方を死に至らしめたとき」には、事故後24時間以内の死亡を含む
2. 「重傷害」とは、概ね30日以上入院治療（入院治療を要しないが同程度と認められるものを含む。）を要する傷害（事故後24時間経過後に死亡した場合を含む。）
3. 「著しい損害」とは、損害見積額が50万以上のものをいう。
4. 「その他の違反①」とは、次のいずれかの違反をいう。
  - ① 30km/h以上の速度超過（高速道路にあつては40km/h以上）
  - ② 無車検運行 ③ 無保険運行 ④ 積載物重量制限超過10割以上（大型等）
  - ⑤ 過労運転等（道路交通法第66条該当）
5. 「その他の違反②」とは、道路交通法による点数が6点未満の違反をいう。